

条例

今回制定及び改正された条例の概要をお知らせします。

町長等の給与及び町議会議長等の議員報酬の特例に関する条例の制定

《全会一致で可決》

平成21年度に引き続き平成23年3月末までの給料等を引き下げる条例が原案のとおり可決されました。

減額率

町長20%・副町長5%
教育長3%
議長5%・議員3%

子ども健やか育成基金条例の制定

《全会一致で可決》

子育てに対する各種の事務事業を長期にわたって安定して実施できるように、基金を創設し、事業等の財源を確保するものです。

学校条例の一部改正

《全会一致で可決》

昭和5年に開校し、平成19年以降休校となっていた求名の狩宿分校が、平成22年5月1日で閉校されることに伴い学校条例の一部改正がなされました。



閉校した狩宿分校

児童生徒入院医療費助成条例の制定

《全会一致で可決》

対象 本町に住所を有する小学生及び中学生の入院医療費を助成するものです。

期間

小学校に入学した日の属する月の初日から中学校を卒業する月の属する末日まで。

助成の範囲

児童生徒の疾病又は負傷について、入院医療療養に係る医療費のうち、世帯主又はその他これに準ずる者が負担すべき額（自己負担分）。

敬老祝金支給条例の一部改正

《全会一致で可決》

高齢者の平均寿命や100歳以上の高齢者の増加に伴い、祝金の額の改定並びに105歳及び110歳の長寿者への記念品贈呈が追加されました。

その他の条例の一部改正（全会一致で可決）

議案名	主な内容
地域活性化・公共投資臨時交付金事業基金条例の制定	事業実施に伴う財源確保のための基金設置
違法駐車等の防止に関する条例の一部改正	高齢者などに優しい駐車区間制度の創設等
職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正	法律の改正に伴うもので、休息時間の廃止等
財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例等の一部改正	行政財産の無償貸付け等に関する規定の整備
電源立地地域対策交付金事業基金条例の一部改正	基金による公共施設の維持補修対象施設の拡大
都市公園条例の一部改正	河川工事により広瀬公園がその機能を失うため
企業立地促進条例の一部改正	新規及び既存の企業に対する支援施策の拡充
町道路線の廃止及び認定	町道路線の廃止5路線、認定10路線

各会計の予算額（単位：万円）

会 計 名		補 正 額	補正額後の予算総額
一 般 会 計		4億4630	149億5105
特 別 会 計	国民健康保険事業	△2775	33億1418
	老人保健医療	△129	884
	後期高齢者医療	△1530	2億9235
	介護保険事業	9756	26億9475
	介護サービス事業	△176	1934
	農業集落排水事業	251	4651
合 計		5億 27	213億2702

《全会一致で可決》
最終となる今回の補正は、各種事業の確定と実績の見込みによる経費の増減などです。一般会計は、歳入歳出それぞれ4億4630万円を追加し、総額で149億5105万円となりました。

《一般会計関係》
・庁舎建設基金の積立は今後も続けるのか。
・し尿・ごみ処理施設の維持補修費に対する基金積立の考えは。
・子育て商品券の対象者と実際の購入者は。

主な質疑

平成21年度最終補正で
総額213億2702万円